

## 平成20年度知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）について

### 1. 事業の目的

これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。

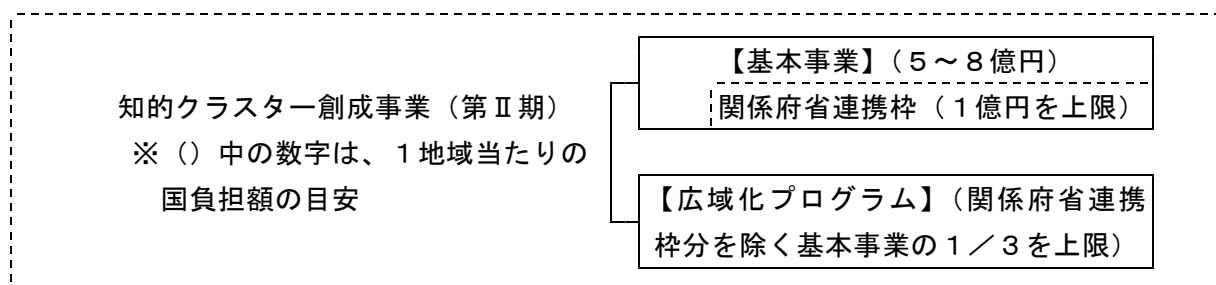
### 2. 事業の概要

各地域は、クラスター形成に向けた長期的視点に立った地域構想を明確にするとともに、知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）により、産学官連携による世界最先端の基礎的研究開発（シーズの創出）から実用化開発までの一体的推進、地域における産学官連携基盤の強化、クラスターの広域化など、世界レベルのクラスターの形成に向けた幅広い活動を戦略的に展開する。

### 3. 事業の運営

#### （1）事業の仕組み・メニュー

- 知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）は、クラスター形成に向けた地域構想を実現するために本事業の中核的取組として実施する「基本事業」、競争力強化の観点から戦略的な他地域との連携関係を構築するための取組を実施する「広域化プログラム」から構成される。「基本事業」のうち「関係府省連携枠」については、関係府省の各種施策との連携をより一層促進するための取組を実施する（下図参照）。



- 各地域は、下記のメニューを組み合わせる事業を実施する。
  - ① 産学官共同研究等の実施
    - ・国際優位性を有する新技術シーズの創出を目指して、地域の大学をはじめとした公的研究機関等の研究開発ポテンシャルを活用した世界最先端の産学官共同研究を実施する。
    - ・共同研究の成果を活用した新技術・新産業創出に向けた試作等を実施する。
  - ② 地方公共団体や関係府省の関連施策等の活用
    - ・地方公共団体の関連施策や経済産業省をはじめとした関係府省の研究開発制度等の活用により、戦略的に事業化の加速を図る。

【関係府省連携枠】（1地域当たり上限1億円／年、5年以内）

総合科学技術会議の主導の下に創設された「科学技術連携施策群」制度において、「地域科学技術クラスター」の形成は、関係府省が連携して効果的・効率的に推進すべきテーマとして位置付けられている。これを踏まえ、各地域は、本事業の「関係府省連携枠」（1地域当たり上限1億円／年、5年以内）を活用し、以下の取組を実施する。

なお、「関係府省連携枠」の活用については、個別の研究開発テーマを設定の上、事業推進するものとする。

- ・経済産業省をはじめとした関係府省が所管する研究開発制度のみならず、起業や販路開拓、資金調達支援など企業活動への各種支援施策等の活用も想定して、研究開発から事業化までの一貫した計画を立案・実施する（各府省が実施する地域科学技術振興施策については別紙参照。なお、活用する施策は、別紙掲載のものに限られない）。
- ・計画の立案・実施に当たって、経済産業局、産業クラスター計画推進組織やその他各種施策の所管省庁に対して情報提供を行い、研究テーマ、参画企業、事業申請の際の留意点等について協議を行う。

※「関係府省連携枠」による取組の終了後あるいは実施中に、関係府省の実用化開発制度等に採択されるためには、通常の申請を行うことが必要となる。

③ クラスターの広域化

- ・クラスターの競争力強化の観点から、国内外を問わず、戦略的に他地域との連携関係を構築するための取組を実施する。

【広域化プログラム】（1地域当たり、関係府省連携枠分を除く基本事業の国負担額の1／3を上限（1課題当たり0.5億円以上、複数提案・他の提案地域との共同提案も可）／年、5年以内）※H20年度の提案地域のみ対象とし、H19年度採択地域については提案できません。

- ・各地域が、世界レベルのクラスター形成を見据え、長期的な視点に立って他地域との連携関係を構築し、従来の産学官連携ネットワークの拡大や異分野間連携、地域の得意分野・人材・技術の相互補完につなげるなど、戦略的にクラスターの広域化を図る。
- ・各地域の提案のうち、クラスターの競争力強化につながると評価される優れた取組を競争的に採択する。
- ・具体的な取組内容は、各地域において、世界レベルのクラスター形成に向けた地域構想に照らして決定することとし、共同研究の実施に限らず、クラスターの認知度（ブランドイメージ）を高めるための情報発信や、人材・技術交流事業等も含むものとする。

④ その他

- ・産学官連携強化のためのシンポジウム等の開催、科学技術コーディネータによるマッチング活動、人材育成など、地域クラスター形成に向けた各種取組を実施する。

(2) 資金負担

- 国から中核機関（※）に対する委託契約とし、原則として5年間の事業として実施する。

※地方公共団体の所管する財団その他の民間団体等であって、当該地域の科学技術振興の中核的存在で

あり、法人格を有し、公益性の認められるもの。なお、再委託とは、受託者が委託者の承認を受けて、委託業務の一部を第三者（委託を受け入れることができない国の機関、民間企業及び法人格のない者は除く）に委託することをいう。

- 世界レベルのクラスター形成を目指す観点から、地域（地方公共団体、中核機関、民間事業者、大学等）は、地域クラスター形成に向けた取組のために、国費（関係府省連携枠及び広域化プログラム分を除く）の1/2以上の資金を負担することが必要である（マッチングファンド方式）。（注1）
- 地域の自立的事業運営を促す観点から、地域が事業運営費の1/2を負担する。（注2）
- 効果的な事業効果の創出のため、特に実用化段階の研究開発は、地域の第一義的責任として、積極的な研究費等の支出が必要である。
- 国負担額を1年あたり5億円～8億円程度（関係府省連携枠分を含む。広域化プログラム分は除く。）とし、広域連携の状況等を考慮して、それぞれの事業規模に応じて金額を調整する。
- 契約金額は、審査委員会において予算配分の状況等に応じ決定するものとし、企画申請書及び提案書（以下「企画申請書等」という。）等に記載された経費の見積額とは限らない。

（注1）地方公共団体、共同研究参加企業等、地域における関係機関等が負担する経費としては、以下のようなものが想定される。

地方公共団体、 中核機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営費</li> <li>・ 研究成果の技術移転・事業化のための研究開発支援費</li> <li>・ 研究成果を活用したベンチャー起業・育成支援に係る経費</li> <li>・ 地域クラスター形成を担う人材（知財専門家、コーディネータ等）の育成に係る経費</li> <li>・ クラスターの情報発信や産学官連携の促進のためのシンポジウム開催経費</li> <li>・ 知的財産関連事業費（特許出願経費、弁理士相談費用の補助等）</li> <li>・ クラスター強化につながる企業の立地促進のための経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究成果の実用化・事業化のための研究開発費</li> <li>・ 大学、公的研究機関等へ派遣する研究員の人件費</li> <li>・ 知的財産権の取得・保護・活用に係る経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同研究開発に係る経費</li> <li>・ 知的財産権の取得・保護・活用に係る経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

- なお、地域の負担する経費には、以下の経費は含めない。
  - ・ 原資が直接国庫に起因するもの
  - ・ 既に公費等で給与等を支払われている者の人件費
  - ・ 関連施設の建設等に係る経費

(注2) 本事業費(国委託費、地域資金)については、研究開発費と事業運営費に分類することとし、事業運営費は概ね、以下の費目のうち研究開発の実施に供さないものを指すこととする。

・人件費、旅費、謝礼金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費等

(3) 事業推進体制の整備

○ 事業実施の司令塔となる知的クラスター本部を設置し、事業全体のマネジメントを行う事業総括(原則として常勤)、研究開発活動を管理・統括する研究統括、マッチング活動等を行う科学技術コーディネータの配置等により、事業推進体制を整備する。

(4) 国委託費の対象経費

・設備備品費、消耗品費、必要に応じ中核機関等が雇用する者の人件費、試作品費、研究機関への委託費等

※ただし、委託を受け入れることができない国の機関、民間企業及び法人格のない者への委託研究は対象外とする。

#### 4. 事業の提案

(1) 提案者

原則として都道府県及び政令指定都市とする(連名も可)。

(2) 提案方法

委託業務の企画案審査公告に基づき、地方公共団体の長から文部科学省科学技術・学術政策局長宛てに、企画申請書及び提案書を提出。

(3) 提案の要件

提案できる数は、各都道府県及び各政令指定都市につき1件とする。ただし、都道府県及び政令指定都市の区域をまたがる提案についてはこの限りではない。

#### 5. 留意事項

(1) 中核機関は、産学官連携の実績を有するとともに、あらかじめ十分な事務体制(人員)を確保するなど事業の円滑な運営が見込まれるものであること。

(2) 事業期間中に中間評価、事業終了時に事後評価を実施する。

各評価の結果については、次年度以降の事業計画等に反映させる。中間評価により事業効果が低調であると判断された地域については、事業の一部あるいは全部について、国による経費負担を終了することがある。

(3) 国からの委託費の取扱について

○ 「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき、委託契約を締結のうえ、事業を実施する。

- 委託契約の成果は国に帰属。ただし、委託契約で得られた知的所有権については、産業技術力強化法第19条により、所定の要件を満たせば、国が譲り受けないことができる。
- 一般管理費を除く各費目の3割を超えない範囲で費目間の流用が可能。
- 受託機関の規定等に基づき、一般管理費が付与（直接経費の10%を上限）され、これより維持管理のための経費が支出可能。

(4) 採択地域選定にあたっては、審査委員会委員及び地域レビュアー（専門評価員）に対するプレゼンテーション（ヒアリング）を実施するものであること。

(5) 本事業の応募に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書（以下「実施状況報告書」という。）の提出を必要とする（実施状況報告書の提出がない場合の事業実施は認められないこととなる）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成20年3月13日（木）までに、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に実施状況報告書が提出されていることが必要である。

【URL】[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/07101216.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm)

ただし、平成19年9月以降、既に、他事業の応募等に際して実施状況報告書を提出している場合は、今回新たに実施状況報告書を提出する必要はないものとする。

その場合は、申請の際に、「実施状況報告書は平成〇年〇月〇日に提出済み」である旨を記載した書面（様式自由）を企画申請書等とともに提出すること。

また、平成21年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成20年秋頃に、再度実施状況報告書の提出を求める予定であるので、文部科学省からの周知等に十分留意すること。

実施状況報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力するものとする。また、実施状況報告書の内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知（下記ホームページを参照）にて示す「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託等を行わないことがあるので注意すること。

【URL】[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gi\\_jyutu/011/shiryo/07080802/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/011/shiryo/07080802/005.htm)

## 6. スケジュール（予定）

- |            |                |
|------------|----------------|
| ・ 1月17日（木） | ホームページ及び掲示にて公告 |
| ・ 3月13日（木） | 企画申請書等提出〆切     |
| ・ 4月～7月    | 審査委員会          |

### 【問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 中央合同庁舎第7号館 東館（15階）

文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官付（地域科学技術担当）

E-mail [tiiki@mext.go.jp](mailto:tiiki@mext.go.jp) 担当：海藤、長澤、小川（裕）、小川（行）、山下

電話03-6734-4194, 4196、FAX03-6734-4172